

国住指第2444号
平成20年9月22日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

文化シャッター(株)が販売した防火シャッターの不具合について

文化シャッター(株)より、同社が販売した防火シャッターについて、防火シャッターを構成する部品の作動不良により、当該シャッターが降下しない、又は、途中停止する不具合が発生する可能性があることが判明した。

当該シャッターが防火区画に用いられている場合、シャッターの閉鎖作動ができず、建築基準法施行令第112条第14項に規定する要件を満たさない可能性があるため、所要の対策を講じる必要がある。

貴職におかれては、下記の事項について早急に対応されたい。また、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願いする。

記

文化シャッター(株)が販売したシャッターのうち、今回不具合が発生する可能性があることが判明した防火シャッター（自動閉鎖装置 ER-A III又は危害防止用連動中継器 SRB-1S を有するシャッター）が設置されている既存建築物については、文化シャッター(株)からの報告を受けて、講じた対策の結果を確認すること。なお、当該シャッターが設置されている建築物の一覧については別送する。